

基本操作方法



注意事項

- マイナンバーや住民票コードの記載された住民票や、旧氏(旧姓)記載の印鑑登録証明書はコンビニでは取れません。市役所または支所の窓口で請求してください。(平日 8 時 30 分～17 時 15 分)
- 印鑑登録は住所登録の市区町村での登録となります。市外への転出や市外から転入した場合は、新住所地の市区町村窓口にてマイナンバーカードの継続利用とともに、印鑑の登録も必要です。
- 「利用者証明用電子証明書」の有効期限が切れていると、コンビニ交付サービスを利用できません。新たに電子証明書を発行することで利用可能です。ご本人がマイナンバーカードを持って市役所または支所の窓口へお越しください。(平日 8 時 30 分～17 時 15 分)